右の者に対する名誉毀損被告事件について、昭和四六年二月二〇日東京高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたところ、東京都千代田区長A作成の戸籍抄本の記載によれば、被告人は昭和五〇年一二月六日死亡したことが明白であるから、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号に従い、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件公訴を棄却する。

昭和五一年三月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	寸	藤	重	光